

北海道大学大学院獣医学研究院放射線障害予防規程

(平成 20 年 6 月 16 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「規制法」という。）及び電離放射線障害防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）に基づき、北海道大学大学院獣医学研究院（以下「本研究院」という。）におけるエックス線装置、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）及び放射線を放出する同位元素の数量などを定める件により定められた下限数量以下の非密封放射性同位元素（以下「下限数量以下 RI」という。）の管理区域外の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、もって本研究院内外の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「放射性同位元素」

規制法第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素及び電離則第 2 条第 2 項に規定する放射性物質をいう。

(2) 「エックス線装置」

労働安全衛生法施行令第 13 条第 33 項に規定する装置をいう（付随的にこれと同等のエックス線を発生する装置を含む。）。

(3) 「放射性同位元素装備機器」

規制法第 2 条第 4 項に規定する機器をいう。

(4) 「下限数量以下 RI」

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成 12 年科学技術庁告示第 5 号。第 23 条第 12 項において「数量告示」という。）第 1 条第 2 号に規定する数量及び濃度以下の密封されていない放射性同位元素をいう。

(5) 「取扱等業務」

放射性同位元素等の取扱い、管理及びこれらに付随する業務をいう。

(6) 「放射線施設」

規制法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する使用施設、同項第 6 号に規定する貯蔵施設及び同項第 7 号に規定する廃棄施設をいう。

(7) 「管理区域」

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 1 条第 1 号に規定する管理区域をいう。

(8) 「事業所」

本学において、規制法第3条第1項に規定する許可を受け、又は規制法第3条の2第1項若しくは規制法第3条の3第1項に規定する届出をした放射線施設を設置している事業所をいう。

(9) 「主任者」

規制法第34条第1項前段に規定する放射線取扱主任者をいう。

(10) 「従事者」

取扱等業務に従事する者として本研究院に登録されている者をいう。

(11) 「下限数量以下取扱者」

下限数量以下の放射性同位元素のみを取扱う者として事業所に登録されている者をいう。

(12) 「一時立入者」

一時的に管理区域に立ち入ることを主任者が認めた者であって、事業所の従事者でない者をいう。

(総長)

第3条 総長は、本学を代表してその業務を総理するとともに、国立大学法人北海道大学放射線障害予防規程（以下、「北大規程」という。）の定めるところにより、取扱等業務及び放射線障害の防止に関する事項を責任者として実施するものとする。

(組織)

第4条 本研究院における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に関する組織は、北海道大学大学院獣医学研究院利用マニュアル（以下、「利用マニュアル」という。）に定めるものとする。

(研究院長)

第5条 北海道大学大学院獣医学研究院研究院長（以下、「研究院長」という。）、次の各号に掲げる事項等を責任者として実施するとともに、本研究院における放射線障害の防止及び放射線施設の維持及び管理に関し、総括するものとする。

- (1) 第7条に規定する主任者及びその代理者の選任又は解任に係る事項
- (2) 第9条に規定する管理区域に係る事項
- (3) 第10条に規定する放射線障害を防止するために必要な事項
- (4) 第12条に規定する従事者の登録及び更新に係る事項
- (5) 第13条に規定する利用の許可に係る事項
- (6) 第15条に規定する一時立入者の管理に係る事項
- (7) 第17条第3項に規定する改善措置及び管理委員会への報告、同条第5項、第10項並

びに第 11 項に規定する記録，同条第 6 項に規定する自主点検の実施，並びに同条第 9 項に規定する自主点検に基づく必要な措置の実施に係る事項

- (8) 第 18 条から第 22 条までに規定する放射性同位元素の受入れ，払出し，使用及び保管，エックス線装置の使用，放射性同位元素等の廃棄及び運搬に係る事項
- (9) 第 23 条に規定する測定に係る事項
- (10) 第 24 条第 5 項及び第 9 号に規定する研究院長が実施し，又は認定を行った教育及び訓練に係る事項
- (11) 第 25 条 10 項に規定する健康診断の認定に係る事項
- (12) 第 26 条第 4 項に規定する過度の被ばくを受けた者が生じた場合の原因の調査，必要な措置の実施及び報告に係る事項
- (13) 第 27 条第 2 項に規定する取扱いの制限に係る事項
- (14) 第 28 条第 1 項から第 4 項までに規定する記録簿に係る事項
- (15) 第 29 条に規定する盗取等の予防措置に係る事項
- (16) 第 30 条第 3 項から第 6 項までに規定する事故，災害等発生時の措置に係る事項
- (17) 第 31 条に規定する事故，災害等発生時の本研究院緊急連絡体制に係る事項
- (18) 第 32 条第 1 項に規定する事故，災害等発生時における情報提供に係る事項
- (19) その他本研究院における取扱等業務に係る事項

- 2 研究院長は，前項各号に掲げる業務の実施に当たっては，主任者の意見を尊重しなければならない。
- 3 研究院長が不在の場合，この規程に定める研究院長の職務は，副研究院長が代行するものとする。

(安全委員会)

第 6 条 本研究院の放射性同位元素等による放射線障害の防止について必要な事項を審議させるため，北海道大学大学院獣医学研究院放射線障害予防安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

- 2 安全委員会の組織及び運営については，北海道大学大学院獣医学研究院放射線障害予防安全委員会内規（以下「安全委員会内規」という。）に定める。

(主任者及びその代理者)

第 7 条 放射線障害の防止について監督を行わせるため，研究院長が指名する主任者を置く。

- 2 主任者が，旅行，疾病その他の事故により，その職務を行うことができない場合は，その職務を代行させるため，研究院長は主任者の代理者を選任し，その職務を代行させるものとする。
- 3 主任者の代理者の選任については，それぞれ第 2 項の規定を準用する。

- 4 研究院長は、主任者又はその代理者が、その職務を続行することが困難であると認めた場合、主任者又はその代理者を解任するものとする。
- 5 研究院長は、主任者又はその代理者を選任し、又は解任した場合は、放射線取扱主任者選任・解任届（防止法第 34 条第 2 項に規定する届出をいう。次項について同じ。）を作成し、速やかに総長に提出しなければならない。
- 6 総長は、前項の規定により放射線取扱主任者選任・解任届の提出を受けたときは、当該届を、選任、又は解任した日から 30 日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 7 研究院長は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間ごとに規制法第 36 条の 2 第 1 項に規定する定期講習（以下この項において「定期講習」という。）を受けさせなければならない。
 - (1) 主任者に選任された後定期講習を受けていない者（主任者に選任された日前 1 年以内に定期講習を受けた者を除く。） 主任者に選任された日から 1 年以内の期間
 - (2) 主任者（前号に掲げる者を除く。） 前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から 3 年以内の期間
- 8 主任者の職務を補助するため、研究院長が指名する主任者補佐を置く。
- 9 放射線施設の維持のため、研究院長が指名する点検者を置く。

（主任者の職務）

第 8 条 主任者は、規制法、電離則及びこの規程の定めるところに従い、本研究院における放射線障害の防止に努め、放射線施設に立ち入る者に対し、放射線障害の防止に関し必要な指導監督を行うとともに、次の業務を行う。

- (1) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、廃棄及び運搬に対する管理、指導及び監督に関すること。
- (2) 前号に規定する業務に係る記録に対する管理、指導及び監督に関すること。
- (3) 北海道大学大学院獣医学研究院放射線障害予防規程（以下「研究院規程」という。）の制定及び改廃への参画に関すること。
- (4) 法令に基づく申請、届出、報告書等の作成及びそれらに伴う原子力規制委員会等による確認等に対する対応に関すること
- (5) 原子力規制委員会等による立入検査等の立会いに関すること。
- (6) 事故その他の異常事態が発生した場合における原因の調査の実施又は当該業務の指導及び監督に関すること。
- (7) 研究院長に対する放射線障害の防止に関する意見の具申に関すること。
- (8) 施設及び設備の調査点検又は当該業務の指導及び監督に関すること。
- (9) 地震等の災害時の調査点検又は当該業務の指導及び監督に関すること。
- (10) 事故、災害等に対する緊急時対応並びに原子力規制委員会、消防署その他の関係機関

への通報及び連絡調整に関すること。

- (11) 下限数量以下 RI を使用する場所（以下「下限数量以下使用区域」という。）及び下限数量以下取扱者の監督・指導を行う。本研究院における下限数量以下使用区域は北海道大学大学院獣医学研究院公衆衛生学第 1 実験室 P3 施設，及び人獣共通感染症リサーチセンター P3 共通実験室，同 P2 共通実験室の 3 箇所とする。
- (12) その他放射線障害防止に関する必要事項

（管理区域）

第 9 条 研究院長は，本研究院における管理区域を標識により明示するとともに，目につきやすいところに放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

2 研究院長は，従事者及び一時立入者以外の者を管理区域内に立ち入らせてはならない。

（放射線障害を防止するために必要な事項）

第 10 条 研究院長は放射線障害を防止するため，研究院規程を定めなければならない。

- 2 研究院長は，研究院規程を定めようとする場合にあっては必ず，又は変更しようとする場合にあっては必要に応じて，国立大学法人北海道大学放射性同位元素等管理委員会（以下「管理委員会」という。）に協議するものとする。
- 3 研究院長は，研究院規程を変更したときは，変更の日から 14 日以内に，総長に届け出なければならない。
- 4 総長は，前項に規定する届出を受けたときは，速やかに原子力規制委員会に届け出るものとする。

（下限数量以下の放射性同位元素の使用の基準）

第 11 条 研究院長は，本研究院において，下限数量以下の放射性同位元素を取り扱おうとするときは，下限数量以下使用区域を定めることができる。

- 2 研究院長は，従事者及び下限数量以下取扱者が下限数量以下の放射性同位元素を管理区域の外で使用するに当たっては，下限数量以下使用区域において使用させるとともに，次の各号に掲げる事項を遵守させるものとする。
- (1) 下限数量以下の放射性同位元素の使用は，従事者又は下限数量以下取扱者が管理区域内から当該放射性同位元素を持ち出した当日に限るものとする。
- (2) 下限数量以下使用区域に，放射線障害の防止に必要な注意事項及び下限数量以下の放射性同位元素の使用について 1 日で終了する旨を記載した標識を付すること。
- 3 従事者及び下限数量以下取扱者は，下限数量以下の放射性同位元素を使用しようとするときは，研究院長が定める申請書により，当該研究院長に申請を行うものとする。

る。

- 4 研究院長は、前項の申請があった場合には、次に掲げる全ての事項を満たす場合に限り、許可することができるものとする。
 - (1) 下限数量以下の放射性同位元素の使用は、当該放射性同位元素を持ち出した当日に限るものであること。
 - (2) 下限数量以下使用区域において使用する放射性同位元素の種類及び数量は、必要最小限のものであること。
 - (3) 使用目的が、研究院長が適当であると認めたものであること。
 - (4) 申請書に記載された各放射性同位元素の数量の当該放射性同位元素の下限数量に対する割合の和が1を超えないものであること。この場合において、割合の計算に当たっては、研究院長は、主任者にその計算を行わせるものとする。
- 5 従事者及び下限数量以下取扱者が下限数量以下の放射性同位元素を購入しようとするときは、主任者に購入を依頼するものとする。この場合において、購入することができる放射性同位元素の種類は、本研究院において原子力規制委員会による使用の許可を得たものに限るものとする。
- 6 従事者及び下限数量以下取扱者は、下限数量以下の放射性同位元素の使用に際して、使用者名、下限数量以下使用区域、使用年月日並びに使用した放射性同位元素の種類、数量及び廃棄に関する事項を記載した帳簿を作成するものとする。
- 7 従事者及び下限数量以下取扱者は、下限数量以下の放射性同位元素及び当該放射性同位元素により汚染された物のうち固体状のもの及び液体状の有機物質が生じた場合にあっては、本研究院の管理区域において、研究院長が定める基準により保管し、又は廃棄するとともに、前項の帳簿に記載するものとする。この場合において、従事者及び下限数量以下取扱者は、当該帳簿に記載の後、主任者の確認を受けるものとする。

(従事者等の登録及び更新)

- 第12条 本学の役員及び職員、学生、研究生、研修生その他本学において教育を受け又は研究に従事する者（以下この条において「役職員等」という。）並びに本学以外の大学、研究機関等（以下、「他大学等」という。）に所属する者であって、本研究院において取扱等業務に従事しようとする者（下限数量以下使用区域のみを使用する者も含む。管理区域に立ち入らない者及び一時的に立ち入る者を除く。）は、研究院長に登録の申請をし、本研究院の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとするときは、利用マニュアルに定める手順により、研究院長が定める申請書により研究院長に申請するものとする。
 - 3 第1項の登録を受けようとする者は、第24条に規定する教育及び訓練並びに第25条に規定する健康診断を受けなければならない。

- 4 第2項に規定する申請があったときは、研究院長は、第24条に規定する教育及び訓練を受けた者であって、かつ、第25条に規定する健康診断の結果に基づき、取扱等業務に従事することに支障がないと認められる者について、従事者として登録するものとする。
- 5 第1項の登録の有効期間は、登録の日の属する年度の末日までとする。
- 6 前項の有効期間の更新（第24条において「登録の更新」という。）を受けようとする従事者は、第24条に規定する教育及び訓練並びに第25条に規定する健康診断を受けるとともに、研究院長が別に定める期間内に、利用マニュアルに定める手順により、当該従事者の所属部局の長又は他大学等所属部署の長を経由して研究院長に申請するものとする。
- 7 研究院長は、前項の規定により申請した従事者が取扱等業務に引き続き従事することが適当であると認めたときは、当該登録の有効期間の更新を行うものとする。ただし、登録の有効期間は、登録の日の属する年度の末日までとする。
- 8 前項の有効期間の更新を受けた者は、当該有効期間内に、第24条に規定する教育及び訓練並びに第25条に規定する健康診断を受けなければならない。
- 9 研究院長は、従事者に関する情報を記録するとともに、主任者に通知するものとする。この場合において、研究院長は、当該管理部局の長が従事者の所属部局の長と異なる者である場合にあつては、当該所属部局の長に登録した旨を通知するものとする。
- 10 本学において下限数量以下の放射性同位元素のみを取り扱おうとする者は、当該放射性同位元素を取り扱おうとする事業所の登録を受けなければならない。
- 11 第2項から第9項までの規定は、前項の登録の場合に準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第10項」と、第3項及び第5項中「第1項」とあるのは「第10項」と、第3項及び第8項中「第24条に規定する教育及び訓練並びに第25条に規定する健康診断」とあるのは「第24条に規定する教育及び訓練」と、第4項中「第24条に規定する教育及び訓練を受けた者であって、かつ、第25条に規定する健康診断の結果に基づき、取扱等業務に従事することに支障がないと認められる者」とあるのは「第24条に規定する教育及び訓練を受けた者」と、第4項、第6項、第7項及び第9項中「従事者」とあるのは「下限数量以下の取扱者」と、第4項及び第7項中「取扱等業務」とあるのは「下限数量以下の放射性同位元素の取扱いに関する業務」と読み替えるものとする。
- 12 役職員等で、本学において取扱等業務を行わず、他大学等においてのみ取扱等業務に従事しようとする者（以下この条、第24条及び第25条において「学外施設従事者」という。）は、北大規程の定めるところにより、本研究院の登録を受けることができる。
- 13 第2項から第9項までの規定は、前項の登録の場合に準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第12項」と、第3項及び第5項中「第1項」とある

のは「第12項」と、第4項、第6項、第7項及び第9項中「従事者」とあるのは「学外施設従事者」と、第7項中「取扱等業務」とあるのは「本学において取扱等業務を行わず、他大学等においてのみ取扱等業務」と読み替えるものとする。

(利用)

- 第13条 従事者のうち本研究院を利用しようとする者は、利用マニュアルに定める方法により、所属する部局等の長又は他大学等所属部署の長を経由して、研究院長に本研究院管理区域内使用申請書もしくは下限数量以下使用区域使用申請書を提出し、利用の申請を行うものとする。
- 2 前項の申請書は、研究グループごとに研究院長に提出するものとし、利用を申請する者のうち、当該利用に係る責任者（以下、「取扱責任者」という。）を定めて記載しなければならない。
 - 3 研究院長は、第1項の利用の申請があったときは、主任者と協議の上、利用を許可するものとする。
 - 4 前項の規定により研究院管理区域あるいは下限数量以下使用区域の利用を許可した場合、研究院長は、所属する部局等の長又は他大学等所属部署の長に利用許可証を交付するものとする。
 - 5 第3項の規定により研究院管理区域あるいは下限数量以下使用区域の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、当該区域で取扱等業務に従事することができる。
 - 6 前項の利用の有効期間は、当該従事者の登録の有効期間内で、かつ研究院長が利用を許可した期間内に限るものとする。

(取扱責任者及び利用者)

- 第14条 取扱責任者は、研究グループにおける取扱等業務の取りまとめを行わねばならない。
- 2 取扱責任者及び利用者は、主任者の指示に従うとともに、研究院規程及び利用マニュアルに定められた基準に従って、取扱等業務を行うものとする。

(一時立入者の管理)

- 第15条 研究院長は、一時立入者の管理区域への立入に当たっては、立入の目的及び立入箇所状況に応じて、一時立入者に対して、次に掲げる事項を実施しなければならない。
- (1) 立入前に、放射線障害の防止に関する必要な教育を行うこと。
 - (2) 放射線測定器を装着させること。ただし、実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのない場合は、この限りではない。
 - (3) 放射線障害の防止のため必要があると認められる場合には、主任者又は従事者を付き

添わせること。

- 2 一時立入者の管理区域への立入の方法及び前項第 1 号に掲げる教育内容については、利用マニュアルに定める。

(事業所の新設及び改廃)

第 16 条 研究院長は、事業所を新設し、変更し、又は廃止しようとするときは、総長に協議しなければならない。

- 2 総長は、前項に規定する協議を受けた場合であつて、必要と認めるときは、北海道大学放射性同位元素等管理委員会（以下「管理委員会」という。）の意見を聴くことができる。
- 3 総長は、第 1 項に規定する事業所の新設、変更又は廃止が妥当であると認めるときは、規制法及び施行規則の定めるところにより、必要な手続きを行うものとする。

(放射線施設の調査及び点検並びに業務の改善)

第 17 条 研究院長は、北大規程第 18 条で定められた管理委員会による放射線施設の維持管理並びに放射性同位元素等の取扱いの状況に関する調査及び点検を受けなければならない。

- 2 前項の調査及び点検の方法、頻度、時期及び項目に関する事項については、管理委員会が別に定める。
- 3 研究院長は、第 1 項の調査及び点検の結果指摘され、又は改善を求められた事項について、主任者と協議の上、必要な改善措置を講じるとともに、その内容を管理委員会に報告しなければならない。
- 4 管理委員会は、前項に規定する報告を受けたときは、その内容を確認の上、評価を行うものとする。この場合において、管理委員会は、必要に応じ、施設又は設備の改修並びに業務の内容及び管理体制の改善について、指導、勧告その他の必要な措置を行うものとする。
- 5 研究院長は、第 1 項の調査及び点検の項目、同項の調査及び点検の結果指摘され、又は改善を求められた事項、第 3 項の改善措置及び管理委員会への報告の内容並びに前項の評価の内容について、記録しなければならない。
- 6 第 1 項から第 4 項に規定する調査及び点検から必要な措置の実施までの基準は、利用マニュアルに定める。
- 7 研究院長は、使用施設にあつては施行規則第 14 条の 7 に、貯蔵施設にあつては施行規則第 14 条の 9 に、廃棄施設にあつては施行規則第 14 条の 11 に、第 19 条第 1 項に規定する使用にあつては施行規則第 15 条に、第 20 条第 1 項に規定する保管にあつては施行規則第 17 条に、及び第 21 条第 1 項に規定する廃棄にあつては施行規則第 19 条に、それぞれ規定する技術上の基準への適合性について、自主点検を実施しなければ

ならない。

- 8 前項の点検は 1 年に 2 回行うものとし、点検項目は、利用マニュアルに定めるものとする。
- 9 研究院長は、第 7 項の自主点検の結果、技術上の基準に適合しないと認められる場合は、主任者と協議の上、必要な措置を講じなければならない。
- 10 研究院長は、第 7 項の自主点検を行ったときは、当該自主点検の実施した年月日、実施した者の氏名、項目及び結果並びに前項により講じた措置の内容を記録しなければならない。
- 11 研究院長は、エックス線装置について労働安全衛生法第 45 条に規定する定期検査を行い、その記録を保存しなければならない。

(受入れ又は払出し)

- 第 18 条 放射性同位元素の受入れ又は払出しを行おうとする者は、その旨をあらかじめ主任者に申し出るとともに、当該主任者の指示に従わなければならない。
- 2 主任者は、前項に規定する申出があったときは、放射性同位元素の受入れ又は払出しの都度、受入れ又は払出しを行う放射性同位元素の種類及び数量が原子力規制委員会から交付された放射性同位元素等使用承認証（以下、「承認証」という。）に適合していることを確認しなければならない。
 - 3 研究院長は、放射性同位元素の受入れ又は払出しに関する次に掲げる事項を、利用マニュアルに定めるものとする。
 - (1) 方法に関する事項
 - (2) 放射性同位元素の種類及び数量の確認方法に関する事項
 - (3) 記録に関する事項

(使用)

- 第 19 条 研究院長は、放射性同位元素及びエックス線装置の使用に当たり、従事者の受ける放射線の量を可能な限り少なくするとともに、環境への放射性同位元素及び放射線の影響を可能な限り小さくするよう努めなければならない。
- 2 主任者は、密封されていない放射性同位元素の使用にあつては、1 日、3 月及び年間の使用数量その他の事項が承認証に適合していることを確認しなければならない。
 - 3 研究院長は、研究院管理区域あるいは下限数量以下使用区域における放射性同位元素及びエックス線装置の使用に関する次に掲げる事項を利用マニュアルに定めるものとする。
 - (1) 方法及び場所に関する事項
 - (2) 使用数量又は使用時間その他の事項の確認方法に関する事項
 - (3) 記録に関する事項

(保管)

第20条 主任者は、放射性同位元素を貯蔵施設で保管するとともに、保管を行う放射性同位元素の種類及び数量が、承認証に適合していることを確認しなければならない。

2 研究院長は、放射性同位元素の保管に関する次に掲げる事項を利用マニュアルに定めるものとする。

- (1) 方法及び場所に関する事項
- (2) 貯蔵能力等の確認方法に関する事項
- (3) 記録に関する事項

3 下限数量以下 RI の下限数量以下使用区域内での保管は認めない。下限数量以下使用区域内で使用後に、放射性同位元素の保管の必要が生じたときは管理区域内に戻し、管理区域内の貯蔵施設において保管すること。

(廃棄)

第21条 主任者は、放射性同位元素等を廃棄する場合には、廃棄施設で行わなければならない。

2 研究院長は、放射性同位元素等の廃棄に関する次に掲げる事項を利用マニュアルに定めるものとする。

- (1) 方法及び場所に関する事項
- (2) 外部委託による廃棄の手順に関する事項
- (3) 記録に関する事項

(運搬)

第22条 放射性同位元素等の運搬を行おうとする者は、施行規則第18条及びその他の関係法令に規定する技術上の基準を遵守するとともに、主任者の指示に従わなければならない。

2 研究院長は、研究院管理区域あるいは下限数量以下使用区域における放射性同位元素等の運搬に関する次に掲げる事項を利用マニュアルに定めるものとする。

- (1) 管理区域内、事業所内（管理区域内を除く。）及び事業所外における運搬の方法に関する事項
- (2) 手続きに関する事項
- (3) 記録に関する事項

(測定)

第23条 研究院長の指名する者（以下「測定者」という。）は、放射線障害のおそれの

ある場所における放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況並びに空気中の放射性物質の濃度の測定を、取扱開始前及び取扱いを開始してからは1月を超えない期間ごとに1回実施し、測定結果を所定の記録簿に記録しなければならない。ただし、エックス線装置を固定して使用し、使用の方法および遮へい物の位置が一定している場合並びに放射性同位元素装備機器を使用する場合にあっては6月を超えない期間ごとに1回実施し、測定結果を所定の記録簿に記録しなければならない。

- 2 測定者は、放射線障害のおそれのある場所に立ち入った者についての外部被ばく及び内部被ばくによる線量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、測定結果を所定の記録簿に記録しなければならない。ただし、取扱者以外の者で、管理区域に一時的に立ち入る者の実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りでない。
- 3 第1項の測定の場所及び方法については、利用マニュアルに定める。
- 4 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行い、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに1月間に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）及び妊娠中の女性にあっては毎月1日を始期とする1月間について測定結果を集計し、集計の都度所定の記録簿に記録するものとする。
- 5 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取又は経口摂取したとき及び放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあっては、3月（1月間に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断された者を除く）及び妊娠中の女性にあっては毎月1日を始期とする1月）を超えない期間ごとに1回測定し、測定結果を測定の都度所定の記録簿に記録するものとする。
- 6 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、密封されていない放射性同位元素を取り扱う施設に立ち入る者について、当該施設から退出するときに行い、手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合に限り測定結果を測定の都度所定の記録簿に記録するものとする。
- 7 測定者は、前3項の測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに1月間に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）及び妊娠中の女性にあっては毎月1日を始期とする1月間について当該期間ごとに算定し、算定の都度所定の記録簿に記録しなければならない。
- 8 前項の規定による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該1年間を含む平成

13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間の累積実効線量（前号の規定により4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を当該期間について、毎年度集計し、所定の記録簿に記録しなければならない。

9 前項の規定は、第7項の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。

10 前項までの記録簿は、記録の都度主任者の確認を受けなければならない。

11 研究院長は、第1項及び第4項から第8項までの記録を保存（第1項の記録については5年間とする。）するとともに、第4項から第8項までの記録の写しを記録の都度、取扱者へ送付しなければならない。

12 第4項に掲げる外部被ばくによる線量の測定に当たっては、施行規則第20条第2項第1号に規定する部位及び方法により、第5項に掲げる内部被ばくによる線量の測定に当たっては、施行規則第20条第2項第2号及び数量告示第19条に規定する方法により、第6項に掲げる放射性同位元素による汚染の状況の測定に当たっては、施行規則第20条第3項に規定する部位及び方法により行うものとする。

13 主任者は、第1項及び第4項に規定する測定により汚染が発見された場合は、汚染の除去等に関して利用マニュアルに定める措置を行わなければならない。

14 研究院長は、第1項に規定する測定及び第4項に規定する測定を行う者が当該測定を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守させる。

(1) 第4項に掲げる外部被ばくによる線量の測定（一時立入者に係るものを除く。）の信頼性を確保するための措置を講じること。

(2) 第1項の測定（空気中の放射性同位元素の濃度の測定を除く。）、第4項に掲げる外部被ばくによる線量の測定（一時立入者に係るものに限る。）、第5号に掲げる内部被ばくによる線量の測定及び第6号に掲げる放射性同位元素による汚染の状況の測定に用いる放射線測定器ごとに、研究院長が定める点検及び校正の方法及び組合せに従い、当該放射線測定器の点検及び校正を1年ごとに行うこと。

15 研究院長は、前項に規定する者に、前項第1号の措置の内容並びに同項第2号の点検及び校正の結果を所定の記録簿に記録させる。

（教育訓練）

第24条 総長は、第12条第1項の登録（同条第11項及び第13項において準用する場合も含む。以下この条において同じ。）を受けようとする者のうち、登録を行おうとする年度（以下この条において「当該年度」という。）の前年度において事業所に従事者（下限数量以下取扱者及び学外施設従事者を含む。以下この条において同じ。）として登録されていない者及び当該年度に登録の更新（第12条第11項及び第13項において準用する

場合も含む。以下この条において同じ。)を認められなかった者(第5項において「新規教育対象者」という。)に対し、当該年度に初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務に従事する前に、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める時間数の教育及び訓練を行うものとする。

- (1) 放射線の人体に与える影響 30 分間以上
 - (2) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い 1 時間以上
 - (3) 放射線障害の防止に関する法令及び北大規程 30 分間以上
 - (4) 管理委員会が放射線障害の発生を防止するために必要と認める項目 管理委員会が必要と認める時間
- 2 総長は、本学の事業所で登録の更新を受けた者(以下「更新教育対象者」という。)に対し、更新を受けた年度内に前項第1号から第3号までに掲げる項目の教育及び訓練を行うものとする。
- 3 第1項第1号から第3号までに掲げる項目の実施内容及び時間数並びに第4号に掲げる項目の具体的な実施内容及び時間数は管理委員会が決定する。
- 4 総長は、第1項及び第2項の教育及び訓練の実施年月日、項目及び時間数並びに教育及び訓練を受けた者の氏名を記録するものとする。
- 5 研究院長は、本研究院の新規教育対象者(学外施設従事者を除く。)に対しては、当該年度に初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務に従事する前に、本研究院の更新教育対象者(学外施設従事者を除く。)に対しては、更新を受けた年度内に、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める時間数の教育及び訓練を行わなければならない。
- (1) 研究院規程に関する項目 30 分
 - (2) 研究院長が放射線障害の発生を防止するために必要と認める項目 30 分
- 6 前項第1号に掲げる項目の実施内容及び時間数並びに第2号に掲げる項目の具体的な実施内容については、研究院長と主任者が協議の上、研究院長が利用マニュアルに定める。
- 7 研究院長は、第5項の教育及び訓練の実施年月日、項目及び時間数並びに教育及び訓練を受けた者の氏名を記録しなければならない。
- 8 総長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、試験の実施、経歴の評価等により、第1項各号(更新教育対象者にあつては、第1項第1号から第3号までに限る。)の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該各号に掲げる教育及び訓練を省略することができる。この場合において、総長は、省略を行った項目、省略の理由、省略対象者の氏名、及び省略を決定した日を記録するものとする。
- 9 研究院長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、他大学等において受けた教育及び訓練が、第1項各号に掲げる項目及び時間数の教育及び訓練(更新教育対象者

にあつては第1項第1号から第3号までに掲げる項目の教育及び訓練)と同等であると認めた場合は、当該各号に掲げる教育及び訓練を受けた者として認定することができる。この場合において、研究院長は、認定した項目、認定の理由、認定対象者の氏名、及び認定した日を記録するものとする。

- 1 0 第9項に規定する教育及び訓練の省略の基準並びに前項に規定する教育及び訓練の認定の基準については、管理委員会が別に定める。
- 1 1 総長は、第4項及び第9項の規定により記録したときは、その記録の内容を、当該従事者の所属部局の長に通知するものとする。
- 1 2 研究院長は、第7項及び第10項の規定により記録したときは、従事者が本研究院に所属している者である場合を除き、その記録の内容を、当該従事者の所属部局の長に通知するものとする。
- 1 3 研究院長は、エックス線装置のみを使用する者については、管理委員会に協議し、一部の項目についての教育及び訓練を省略することができる。ただし、放射性同位元素管理区域内にあるエックス線装置についてはこの限りではない。

(健康診断)

- 第25条 総長は、第12条第1項及び第11項の登録を受けようとする者に対しては、登録前に、従事者(学外施設従事者を含む。以下この条において同じ。)に対しては、管理区域に立ち入った後6月以内ごとに1回、定期に、健康診断を行うものとする。ただし、当該者が国立大学法人北海道大学エックス線障害予防規程(平成20年海大達第10号)第11条第1項本文の規定により健康診断を受けた者である場合にあつては、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、総長は、従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該従事者に対し、健康診断を行うものとする。
 - (1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。
 - (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
 - (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
 - (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。
 - 3 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。
 - 4 問診は、次の事項について行うものとする。
 - (1) 放射線(1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含む。次号及び次条第1項において同じ。)の被ばく歴の有無
 - (2) 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、線量、放射線障害の

有無その他放射線による被ばくの状況

- 5 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うものとする。ただし、当該検査又は当該検診を行おうとする日の属する年度（以下この条において「当該年度」という。）の前年度（以下この項において「前年度」という。）において取扱等業務に従事していない者又は前年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該年度においても超えるおそれがない者の検査又は検診については、保健センター長が必要と認める場合に限り行うものとする。
 - (1) 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - (2) 皮膚
 - (3) 眼
 - (4) その他原子力規制委員会が定める部位及び項目
- 6 前項ただし書の規定により検査又は検診を行わなかった場合において、従事者についてその後当該年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えたときは、総長は、当該従事者に対し、直ちに健康診断を行うものとする。
- 7 総長は、第1項から第6項までに掲げる健康診断を保健センター長に行わせるものとする。
- 8 保健センター長は、第1項本文及び第2項の健康診断の結果並びに第5項ただし書の規定により検査又は検診を行わなかった場合はその理由を記録し、当該従事者の所属部局の長に通知するものとする。
- 9 従事者の所属部局の長は、前項の規定による通知を受けたときは、その写しを健康診断を受けた者に交付するものとする。この場合において、当該従事者の所属部局の長は、当該従事者が本研究院に所属している者である場合を除き、研究院長に併せて通知するものとする。
- 10 研究院長は、他大学等で取扱等業務に従事している者が受けた他大学等が実施する健康診断が、第1項から第6項までに掲げる健康診断と同等であると認めた場合は、当該健康診断の記録をもって当該各項に掲げる健康診断を受診した者として認定することができる。この場合において、研究院長は、当該他大学等で実施した健康診断の記録、研究院長の氏名及び認定した日を合わせて記録するものとする。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

- 第26条 従事者の所属部局の長は、従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、当該従事者に対し、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮その他の保健上の必要な措置を講じなければならない。
- 2 部局等の長は、当該部局等に所属する従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受け

たおそれのある場合には、当該者に対し、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導その他の適切な措置を講じるものとする。

- 3 部局等の長は、前2項の措置を行うに当たっては、研究院長（本研究院に所属する者である場合を除く。）、安全衛生本部及び保健センターと協議の上、実施するものとする。
- 4 研究院長は、過度の被ばくを受けた者が生じた場合は、その原因を調査し、適切な措置を講じるとともに、その内容を安全衛生本部及び当該者の所属部局の長（本研究院に所属する者である場合を除く。）に報告しなければならない。

（取扱の制限）

第27条 主任者は、従事者が法令又はこの規程に違反したとき、当該従事者に取扱等業務を一時中止させるとともに、研究院長に報告するものとする。

- 2 研究院長は、前項の報告を受けた場合は主任者と協議の上、当該従事者に対し、取扱等業務の中止等の必要な措置をとるものとする。

（記録簿）

第28条 研究院長は、第17条第5項、第10項並びに第11項、第18条第3項第3号、第19条第3項第3号、第20条第2項第3号、第21条第2項第3号、第22条第2項第3号、第23条第1項、第4項から第8項及び第15項、第24条第7項及び第9項並びに第25条第10項に規定する記録、並びにを記録簿として取りまとめ、本研究院において保管しなければならない。

- 2 前項の記録簿の名称、項目及び記載方法は、利用マニュアルに定める。
- 3 研究院長は、主任者に記録簿を作成させ、当該記録簿に所要事項を記載させ、及びその内容を点検させ、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止等の日に記録簿を閉鎖しなければならない。
- 4 研究院長は、記録簿を閉鎖後5年間保存しなければならない。ただし第23条第4項及び第5項の記録簿については永久に保存しなければならない。
- 5 保健センター長は、第25条第8項の規定による記録を記録簿として取りまとめ、保健センターにおいて、永久に保存するものとする。
- 6 下限数量以下RIの管理区域から下限数量以下使用区域への持ち出し、下限数量以下使用区域での使用、下限数量以下使用区域から管理区域の貯蔵室への返却、下限数量以下使用区域で生じる第11条第6項及び第7項に該当する物の廃棄に関する事項は記帳しなければならない。下限数量以下使用区域の取扱責任者はこれを取りまとめ、主任者の確認を得る。帳簿の閉鎖と保存期間は第3項と第4項の規定に従う。

（盗取等の予防措置）

第 29 条 研究院長は、放射性同位元素等について、盗取、所在不明その他の事故が生じないように、入退管理システムの作動、並びに管理区域及び貯蔵室への立入等の状況を確認するとともに、放射性同位元素等の保管状況について、定期的に又は必要に応じて点検するものとする。

(事故、災害等発生時の措置)

第 30 条 役職員等は、放射性同位元素等（下限数量以下の放射性同位元素を含む。以下この条において同じ。）について、施行規則第 28 条の 3 各号のいずれかに該当する事態を発見し、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに次条に規定する本研究院の緊急連絡体制に従って、主任者に通報しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、通報を受けた主任者は、管理委員会が別に定める全学の緊急連絡体制に従って、学内の関係部局等との相互連絡並びに必要に応じて原子力規制委員会及び関係機関への緊急連絡を行わなければならない。
- 3 研究院長は、次のいずれかに該当する災害が発生したときは、利用マニュアルに定める点検項目に従って当該放射線施設の点検を行うものとする。
 - (1) 管理区域内で火災が発生した場合又は管理区域若しくは事業所内の放射性同位元素等に延焼のおそれがある火災が発生した場合
 - (2) 札幌市において震度 5 強以上の地震が発生した場合
 - (3) 風水害等により、放射線施設に浸水又は損傷があった場合
- 4 研究院長は、事故、災害等により、放射線障害が発生した場合又は放射線障害のおそれがある場合は、事故、災害等の状況及びそれに対する措置を管理委員会及び安全衛生本部と協議し、被害等の状況に応じて、施行規則第 29 条第 1 項各号に掲げる応急の措置を講ずるとともに、その内容を総長に報告しなければならない。
- 5 前項の応急の措置に関する緊急作業等に従事する者の選任、緊急作業時の安全管理及び保健上の必要な措置については、利用マニュアルに定める。
- 6 研究院長は、第 4 項の応急の措置の実施に当たっては、学内の関係部局等に支援を要請することができる。
- 7 第 3 項各号のいずれかに該当する事態又は施行規則第 28 条の 3 各号のいずれかに該当する事態が発生した場合は、原子力規制委員会が定める基準に従って原子力規制委員会に通報を行わなければならない。
- 8 総長は、施行規則第 28 条の 3 各号のいずれかに該当する事態が発生したときは、当該事態の状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告するものとする。

(事故、災害等発生時の本研究院緊急連絡体制)

第 31 条 本事業所内における事故、災害等が発生したときの緊急連絡体制は、利用マニ

ュアルに定める。

2 前項の緊急連絡体制は、次に掲げる事項における、基本体制及び主任者不在時の体制について定めなければならない。

- (1) 発見者による主任者及び研究院長への連絡
- (2) 消防署又は警察署への通報
- (3) 本研究院内の緊急対応担当者への連絡
- (4) 主任者又は研究院長と、総長、管理委員会、安全衛生本部その他の学内関係部局等との相互連絡
- (5) 原子力規制委員会への連絡

(事故、災害等発生時における情報提供)

第32条 研究院長は、本事業所内において事故、災害等が発生したときは、被害の状況に応じて、速やかに本学周辺の住民に対する情報提供を行うものとする。

2 安全衛生本部は、研究院長の了承を得た上で、インターネットの利用等により、前項の情報提供及び問合せへの対応を行うことができるものとする。

3 第1項の情報提供は、次に掲げる事項について行うとともに、定期的に情報の更新を行うものとする。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 放射性同位元素等による学内及び学外周辺への汚染その他の影響
- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、数量、密封の有無及び性状
- (4) 応急の措置の内容
- (5) 放射線の量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策

(定期報告)

第33条 研究院長は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について放射線管理状況報告書（施行規則第39条第2項に規定する報告書をいう。次項において同じ。）を作成し、当該報告書に係る期間の経過後2月以内に総長に提出しなければならない。

2 総長は、前項の規定により放射線管理状況報告書の提出を受けたときは、当該報告書を、当該報告書に係る期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に提出するものとする。

(雑則)

第34条 この規定の実施に必要な事項は、安全委員会の議を経て研究院長が別に定め

る。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 6 月 16 日から施行する。
- 2 北海道大学大学院獣医学研究科放射線障害予防内規（平成 18 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。